

歳計現金等の運用要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運用要領は、函館市公金管理の基本方針に基づき、歳計現金等の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用原則)

第2条 運用期間および運用金額は、資金計画に基づき定めるものとする。

2 歳計現金の運用にあたっては、元本の安全性や資金の流動性を十分に確保しながら、運用収益の最大化を図り、効率的な運用に努めるものとする。

3 運用期間中は、日々の支払資金残額を15億円程度確保するものとする。

第2章 定期預金等による運用

(運用対象預金)

第3条 運用対象預金種類は、定期預金または譲渡性預金とする。

(取引先金融機関)

第4条 取引する金融機関については、自己資本比率や、金融庁に登録された信用格付業者(R&I・JCR・S&P等)による信用格付が別に定める一定水準を上回る金融機関とする。ただし、預金債権の全額について、金融機関が保有する市債との相殺が可能な場合はこの限りではない。

(取引先の決定)

第5条 取引先の金融機関については、利率の見積もり合わせにより、上位の利率を提示した金融機関とする。

2 見積もり合わせの結果、同率の場合は、くじ引きにより取引先を決定することとし、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

第3章 現先取引による運用

(運用対象債券)

第6条 運用対象債券は、償還期日まで3か月以内の国庫短期証券とする。

(取引限度額等)

第7条 現先取引による運用にあたっては、1社あたりの取引限度額を50億円とし、1週間を目処に運用する。

(取引先証券会社)

第8条 取引する証券会社については、自己資本規制比率が別に定める一定水準を上回り、かつ自治体を取り扱うことのできる体制が整った証券会社とする。

(取引先の決定)

第9条 取引先の証券会社については、市場の利回り変動がある中で有利な取引が行えるよう、相対方式または見積もり合わせで決定するものとする。

2 見積もり合わせの場合、上位の利率を提示した証券会社とする。

3 見積もり合わせの結果、同率の場合は、くじ引きにより取引先を決定することとし、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

附 則

1 この運用要領は、平成28年9月9日から施行する。

2 この運用要領の施行に伴い、「歳計現金の現先取引による運用方法」は、廃止する。

3 この運用要領施行前に実行された運用については、なお従前の例による。

4 この運用要領は、令和2年9月15日から施行する。